

避難所開設における 感染症対策方針

令和2年7月
小金井市

目次

第1章 避難者の受入れの基本的な考え方	1
第2章 事前対策	2
1. 感染防止に資する避難行動等の住民周知	2
2. より多くの避難先確保	2
3. 避難所内での感染症防止対策	2
(1) 滞在スペースの拡充に関する検討	2
(2) 避難所のレイアウト等の検討	2
① 検温・問診所の設置	2
② 濃厚接触者等の専用スペースの確保	3
③ 避難スペースのレイアウト	4
④ 専用スペースのレイアウト	6
⑤ 避難所内のゾーニング	7
(3) 避難所のルールの検討	7
(4) 感染症対策物資の確保	7
(5) 避難所運営の役割分担	7
(6) 緊急時対応や連絡先の整理	8
(7) 職員に対する研修・教育	8
第3章 避難所開設・運営	9
1. 台風接近時の事前対策	9
2. 避難所の設営	9
(1) 避難所利用方針の共有	9
(2) 滞在スペースの設営	9
(3) ゾーニングの設定	9
(4) 消毒液・石けんの配置	9
(5) 専用ゴミ箱の設置	9
(6) ポスター等の掲示	10
(7) 検温・問診所の設置	10
(8) 避難者受付の設置	10
3. 避難者の受入	11
(1) 避難者受入方針の共有	11
(2) 必要な防護具の装着	12
(3) 避難者の受入手順	12
(4) 配慮が必要な方への対応	13

4. 避難所の運営	13
(1) 感染症対策の強化	13
(2) 定期的な換気	13
(3) 定期的な清掃・消毒	13
(4) 避難者及び運営スタッフの健康確認	13
(5) 濃厚接触者・発熱者等への対応	14
(6) 食事・物資等の配布	14
(7) 避難者情報の管理	14
(8) ごみ処理	14
(9) 感染者が確認された場合	14
5. 在宅被災者等への支援	14
6. 避難所閉鎖後の対応	15
資料	16
ゾーニングを中心とした避難所のレイアウト（イメージ）	17
簡易問診票	18
感染を広げないための避難所のルール	19
専用スペースで生活されている方へのお願い	20

※ 本指針は、東京都「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和2年6月）」を元に作成しているものであり、今後、新たに得られた新型コロナウイルス感染症の知見等を踏まえ更新された場合は、それに準じる。

第1章 避難者の受入れの基本的な考え方

災害時には、咳・発熱等の症状があり、感染症の疑いのある方の避難が想定される。また、新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者で検査結果待ちや陰性で健康観察中の方の避難も想定される。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者（以下、「感染者」という。）のうち病院に入院していない軽症・無症状者は、ホテル等宿泊施設での療養を基本としているが、例外的に、家族等の状況等により、自宅で療養されている方もいる。

基本的には、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当ではないが、在宅避難ができないなど、一時的に一般の避難所で受け入れざるを得ない場合も考えられる。

自宅療養者、濃厚接触者、咳・発熱等の症状があり感染の疑いのある方を避難所で受け入れる場合は、専用スペースの設定が必要である。

また、受入れに当たっては、自宅療養者、濃厚接触者等へ人権、プライバシーに最大限配慮することが必要である。

本市における一般避難所での避難者の受入れの基本的な考え方は下表のとおり。

区 分	基本的な対応
咳・発熱等の感染の疑いがある人	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 発熱者等専用スペースで受け入れ ◇ 健康観察を行い、保健医療班（健康課）・保健所と連携のうえ、緊急性の高い症状がある場合には、医療機関等に搬送
濃厚接触者（健康観察期間中）	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 濃厚接触者専用スペースで受け入れ ◇ 症状が出現し感染が疑われる場合には、保健医療班（健康課）・保健所と連携のうえ、医療機関等へ受診
自宅療養者	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 自宅療養者待機スペースに待機させて、保健所に連絡し、ホテル等の宿泊療養施設に入所を調整 ※ 移動に危険が伴う場合や受入施設が確保できない場合は、自宅療養者待機スペースで健康観察
上記以外の一般避難者	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 一般避難者用の避難スペースで受け入れ ※ 妊産婦や障害者等の配慮が必要な方は、要配慮スペースを設けて受け入れることも考慮

※ 自宅療養者のホテル等への入所は、都が調整を行う。

第2章 事前対策

1. 感染防止に資する避難行動等の周知

避難所の3密（密閉、密集、密接）を防ぐため、市民の方に対し、避難所への避難だけではなく、避難行動には様々な種類があるという「分散避難」について理解していただく必要がある。可能な場合、避難所以外への避難の検討を進めていただくための周知を十分に行う。

2. 避難先確保

避難所に多くの避難者が集まり、各避難所が過密になることで感染を拡大させないように、通常より多くの避難所を開設し、またそのためにより多くの避難先を確保する必要がある。

指定避難先以外の市施設やその他施設の活用を図るなど、より多くの避難先確保に向けた取組を行う。

3. 避難所内での感染症防止対策

多くの住民が集まる避難所で感染を広げないため、事前に各避難所の施設管理者と受け入れ時の対応について検討する。

（1）滞在スペースの拡充に関する検討

避難所が過密にならないように、体育館以外の教室や他の諸室を最大限活用するなど可能な限り滞在スペースの拡充を図る。

（2）避難所のレイアウト等の検討

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所のレイアウト等を検討する。

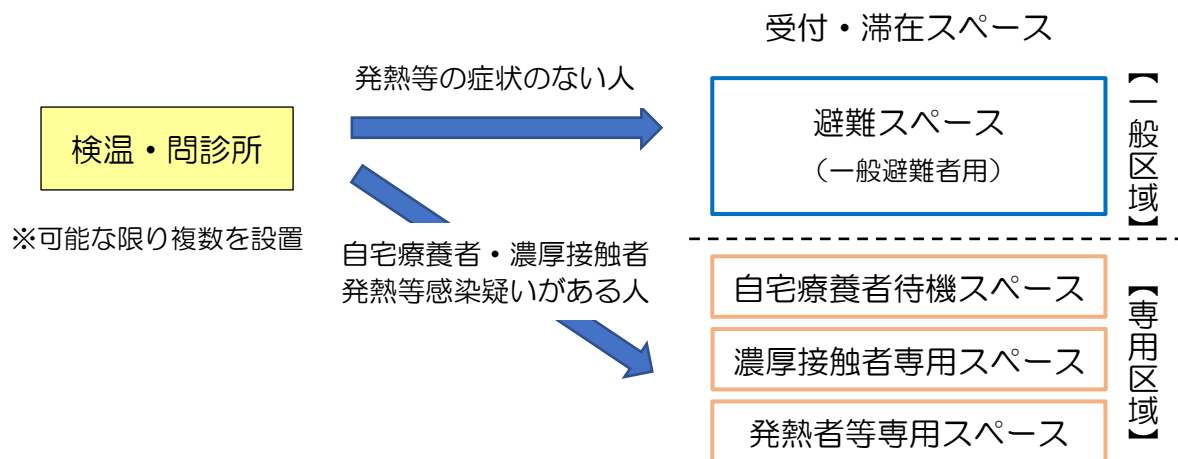
〔避難所のレイアウトイメージ（別紙1）参照〕

① 検温・問診所の設置

自宅療養者や濃厚接触者、咳・発熱等の感染の疑いがある方と一般避難者が交わることがないように、避難所の外に検温・問診所を設置して滞在場所の振り分けを行う。

※ 風水害時は、屋外に設置することが適当でない場合もある。

〔簡易問診票（別紙2）参照〕



② 濃厚接触者等の専用スペースの確保

自宅療養者や濃厚接触者、咳・発熱等の感染の疑いがある人は、それぞれの専用スペースと専用トイレ、専用階段を確保する。

専用階段の確保が難しい場合は、時間的分離や消毒等の工夫をした上で兼用する。ただし、一般避難者と兼用は避ける。

また、専用トイレを設置することができない場合は、パーティションやテント等で仕切って専用スペース内に簡易トイレを設置する。

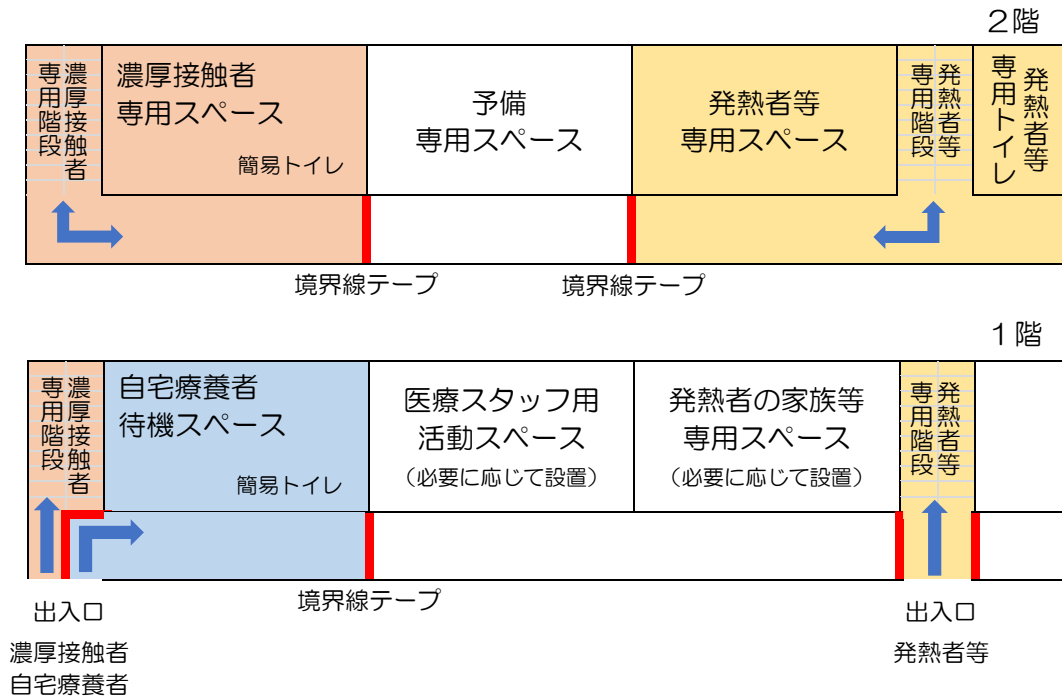
〈専用スペースの種類〉

- 自宅療養者待機スペース
- 濃厚接触者専用スペース
- 発熱者等専用スペース

※ 自宅療養者は、原則、保健所に連絡し、ホテル等の宿泊療養施設に移動してもらおうが、移動に危険が伴う場合や受入施設が確保できない場合は、避難所で一時滞在する場合もある。

※ 必要に応じて、発熱者の家族及び同居者用の専用スペースの確保も検討する。

専用スペースのゾーニング（イメージ）



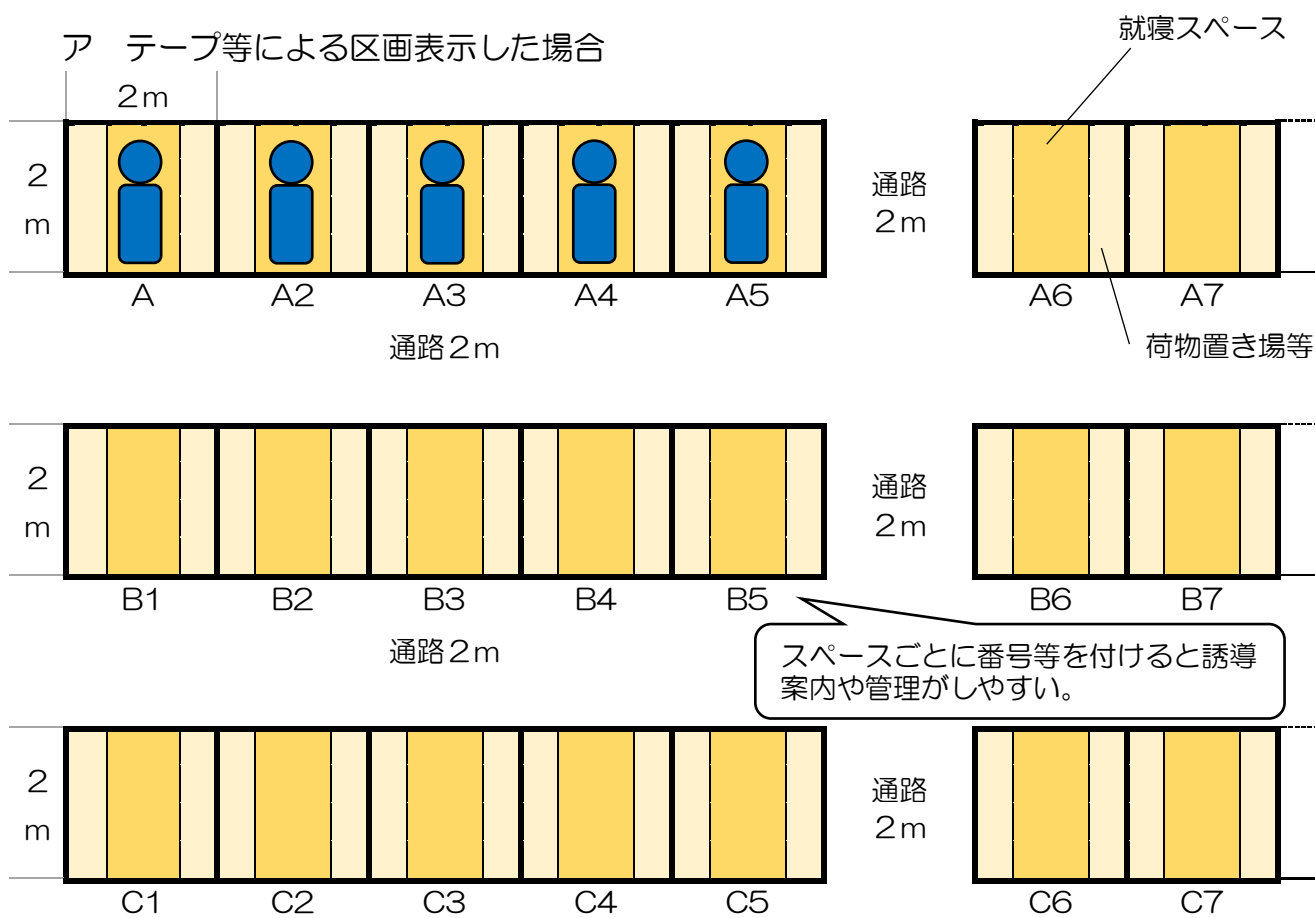
専用スペースは、一般避難者とは建物や階層を分ける工夫をするなど、トイレや手洗い等などの動線についても重複せず完全に分離する。

③ 避難スペースのレイアウト

一般避難者用の避難スペースは、通路幅を1～2m確保できるように避難スペースのレイアウトを検討する。また、避難スペースのレイアウトを考慮して、各スペースの収容可能人数と避難所全体の収容可能人数も把握し避難所に備え置く。

※ 人と人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごすことが望ましい。

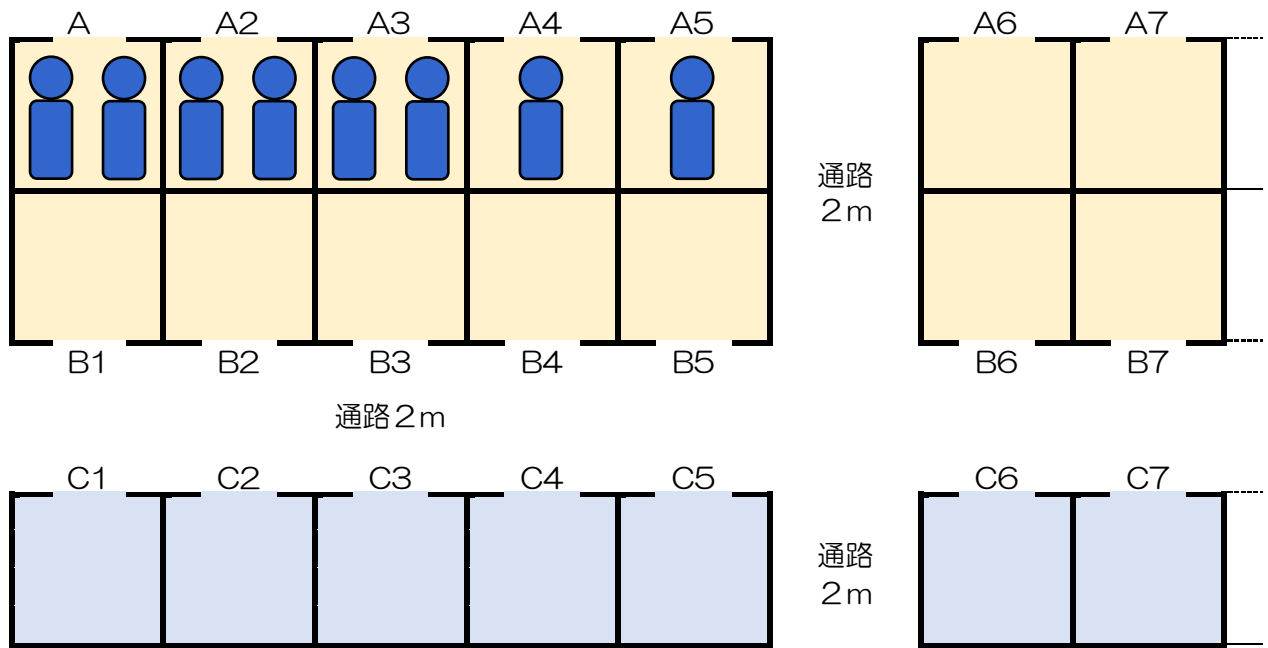
避難スペースのレイアウト (イメージ)



(考え方)

※ 避難者1人分のスペースの中央を就寝スペースとし、両側を荷物置き場等にする
ことで隣との間隔を1m確保する。

イ パーテーションやテントを活用した場合



※ パーテーションを利用した場合、少なくとも座位で口元よりも高いパーテーションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。

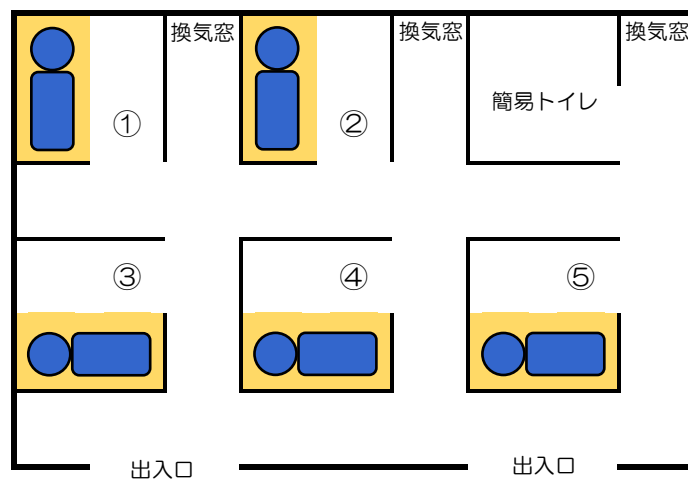
※ テントを利用する場合は、熱中症に十分注意する。

④ 専用スペースのレイアウト

専用スペースは可能な限り避難者ごとに個室が望ましいが、やむを得ず同じ兆候・症状の人を同室にする場合は、パーテーションで区切るなど工夫する。

専用スペースレイアウト図としてまとめて、避難所に備え置く。

専用スペースのレイアウト（イメージ）



※ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さが望ましい。また、換気を考慮して、より高いものの方が望ましい。

⑤ 避難所内のゾーニング

感染拡大防止のためには、清潔な領域（一般区域）とウイルスによって汚染又は汚染されている恐れがある領域（専用区域）を明確に区分けすることが重要である。

自宅療養者、濃厚接触者、咳・発熱等の感染の疑いがある人が使用する専用スペース等の空間や動線は「専用区域」とし、一般避難者の避難スペース等の空間や動線は「一般区域」としてゾーニングする。

専用区域は、必要な防護具を装着した人だけが活動することができ、一般区域と専用区域は間仕切り等で区切る。

（3）避難所のルールの検討

避難所内での感染拡大を防ぐために、避難者に守ってもらうルールを決めておく。避難所のルールは、避難者に周知するために入口や避難スペース等に掲出できるように準備する。

〔避難所の共通ルール（別紙3）参照〕

〔専用スペースの避難者向けルール（別紙4）参照〕

（4）感染症対策物資の確保

感染症対策に必要な物資を確保する。

■ 感染症対策に必要な物資

健康管理用	非接触型体温計
消毒用	石けん、消毒液（70%以上エタノール）、ペーパータオル
個人防護具	マスク、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、使い捨てゴム手袋、ガウン
その他	パーティション又は間仕切り、簡易トイレ、養生テープ（区画用）、透明シート等による間仕切り（受付用）、蓋つき又はペダル式ゴミ箱、扇風機（換気用）、ゴミ袋

※ 代用できるものがあれば、活用することも検討する。

（5）避難所運営の役割分担

避難所運営を担う市職員、地域住民、施設管理者等の役割分担を決めておく。

例えば、感染リスクが高い濃厚接触者や発熱等の感染の疑いがある人への対応は、医療従事者や必要な知識を有する市の職員等で対応し、感染リスクの低い一般避難者への対応は、地域住民に委ねるなどの役割分担とする。

なお、重症化リスクの高い基礎疾患のある方や高齢者等は、避難者と対面するような感染リスクの高い業務にはつかなないように留意する。

(6) 緊急時対応や連絡先の整理

避難所内で感染の疑いのある避難者が発生した場合や緊急性の高い症状が確認された場合には、本部へ報告する。ついては、必要な手順や連絡先を整理しておく。

また、感染の疑いがある避難者が滞在していた箇所の消毒対応等について、運営スタッフ間で確認しておく。

(7) 職員に対する研修・教育

避難所の開設・運営に関係する職員に対して、新型コロナウイルス感染症対応時の避難所運営の手順や感染症に関する知識・技術を習得する機会を提供する。

第3章 避難所開設・運営

1. 台風接近時の事前対策

東京に台風の接近が予想され、市が避難情報を発令する可能性があるとして判断した場合には、事前に次の対策を行う。

(避難対策)

- 感染防止に資する避難行動等を改めて住民に周知する。
- 自宅療養者や濃厚接触者に、在宅避難を前提にハザードマップの周知や避難所等の情報提供を行う。

(避難所対策)

- 感染症対策に必要な物資を含め、避難所運営に必要な物資を準備する。
- 避難所を設営し、避難者をすぐに受け入れられる態勢を整える。

2. 避難所の設営

(1) 避難所利用方針の共有

避難所運営スタッフを集めて、滞在スペースの設営場所や、一般区域と専用区域のゾーニング等を確認する。

(2) 滞在スペースの設営

事前に作成した避難スペースや専用スペースのレイアウト図をもとにそれぞれ滞在スペースを設営し、区画ごとに番号をつける。

また、各専用スペースの設営時に、専用トイレや専用階段等がわかる案内表示や他の専用ゾーンとの境界がわかるように境界線テープを貼るなどする。

(3) ゾーニングの設定

一般区域と専用区域を明確に区分けするために、一般区域と専用区域は間仕切り等で区切り、ゾーニングがわかるように案内表示をする。

(4) 消毒液・石けんの配置

手指消毒液を、避難所の出入口や各滞在スペースの出入口、トイレの近く等の複数の場所に置く。また、石けんを手洗い場等に置く。

(5) 専用ゴミ箱の設置

各専用スペース（部屋）から離れた専用ゾーン内に、蓋つき又はペダル式の専用のごみ箱を設置する。

(6) ポスター等の掲示

避難者に、感染を広げないための避難所のルール等を周知するために、避難者の目につく避難所の出入口や滞在スペース等にポスターを掲示する。

〔避難所の共通ルール（別紙3）参照〕

〔専用スペースの避難者向けルール（別紙4）参照〕

〔首相官邸ホームページに掲載されている感染症対策のチラシ〕



出典：首相官邸ホームページ

(7) 検温・問診所の設置

あらかじめ決めている設置場所に、非接触型体温計や問診票など必要な物資を準備して検温・問診所を設置する。

(8) 避難者受付の設置

あらかじめ決めている設置場所に、透明なシート等による間仕切りや避難所施設案内図など必要な物資を準備して避難者受付を設置する。

また受付が密集しないように、受付から少し離れた場所に、避難者カードや筆記具を準備して、避難者カード記入台を設置する。

避難所に到着してから避難者受付までの流れ（イメージ）



出典：東京都「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

※ 飛沫感染防止のため、できるだけアナウンスせずに避難者を誘導案内できるように、掲示物を準備する。

3. 避難者の受入

（1）避難者受入方針の共有

避難所運営スタッフに、濃厚接触者等が避難してきた場合の対応や発熱等のない一般避難者をどこの避難スペースから優先的に受け入れるかなどの受入方針を共有する。

また、避難者それぞれの人権に配慮し、感染者を排除するのではなく、感染対策上の必要な対応であること、また、それぞれのプライバシーを守ることを徹底する。

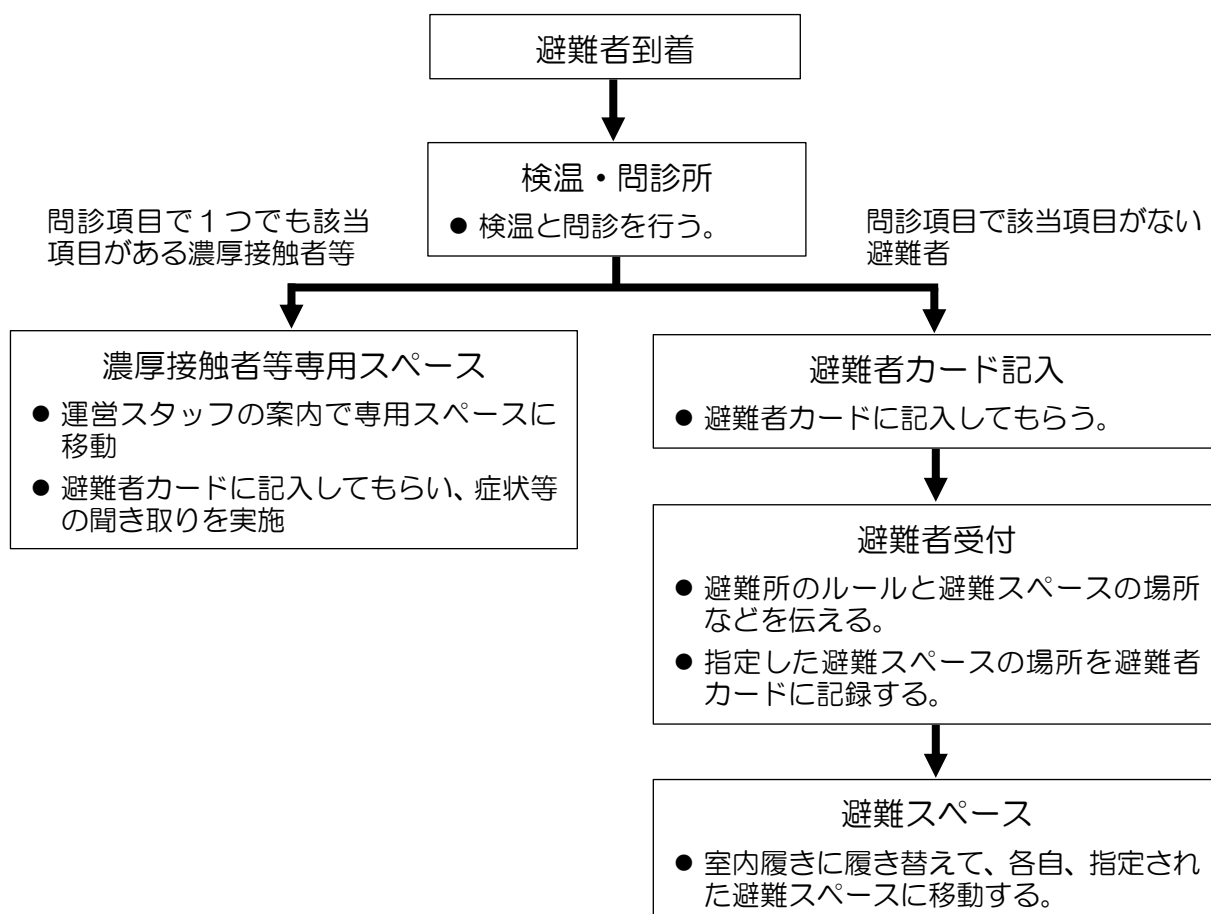
(2) 必要な防護具の装着

避難者受入時の役割分担をして、活動場所ごとに必要な防護具を装着する。また、こまめに手洗いや手指消毒をする。

■ 活動場所別の必要な防護具

検温・問診所で活動する人	
専用区域で活動する人 (濃厚接触者等の受入等)	マスク、ゴム手袋、眼の防護具
一般区域で活動する人 (避難者受付・誘導等)	マスク、ゴム手袋 ※ 受付に透明なシートの間仕切りがない場合は、眼の防護具を装着する。

(3) 避難者の受入手順



避難者受入時の留意事項

- それぞれの場所で、密にならないように必要に応じて待機位置の指定を行うなどにより、避難者間に適切な距離を確保できるように配慮する。
- 避難者カード記入用の筆記具は、定期的に消毒する。
- 災害の発生度合又は発生する危険が差し迫っている場合は、災害から命を守ることを最優先し、受入手順を簡素化して実施する。

(4) 配慮が必要な方への対応

高齢者、障がい者、外国人、女性、子どもなど、様々な配慮が必要な方については、本人や家族から丁寧に話を聞き、健康状態等を的確に把握することで、感染症拡大防止を図りつつ、支援に繋げていくことが重要である。

特に、聴覚障がい者と接するときには、障がい者からの求めに応じて、口の形を読みやすいように工夫するなど、柔軟に対応する（合理的配慮の提供）。

その他、コミュニケーションに配慮が必要な方々に対して、手話、筆談、点字、拡大文字、読み上げ及び分かりやすい表現等による情報の提供を図る。

4. 避難所の運営

(1) 感染症対策の強化

避難所での感染拡大防止には感染症への対応を強化することが必要である。保健所等の助言を受けながら、特に、専用区域の濃厚接触者等への対応や避難所内の消毒など感染症対策全般を担うことができるようにする。

(2) 定期的な換気

避難所内の十分な換気に努める。風の流れることができるように、2方向の窓を開放し、30分に一回以上、数分間程度、窓を全開して換気する。窓が一つしかない場合は、ドアを開け、また、必要に応じ、換気扇や扇風機を併用する。

(3) 定期的な清掃・消毒

避難所内の物品や施設内は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、消毒薬や家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

特に、手すりやドアノブ、トイレなど共用部分は、毎日時間を決めて定期的に消毒する。

掃除、消毒のときは、マスク、眼の防護具、掃除用手袋（手首を覆えるもの。使い捨てゴム手袋も可）、エプロンまたはガウンを装着する。

(4) 避難者及び運営スタッフの健康確認

避難者及び運営スタッフに体調チェック表を配布するなどして、毎日、自己チェッ

クを行う。また、健康相談しやすい環境を整える。

避難者で発熱や体調不良がある人は、運営スタッフに申し出て、症状に応じて発熱者等専用スペース等に移すなどの対応をする。

運営スタッフで症状がある場合は、避難所運営組織に速やかに報告し、症状が改善するまで業務から離れるように配慮する。

(5) 濃厚接触者・発熱者等への対応

濃厚接触者や咳・発熱等の感染の疑いがある人の健康観察は、保健医療班(健康課)・保健所と連携し、必要時に医療機関への受診をすみやかに実施する。

(6) 食事・物資等の配布

食事や物資等の配布は、避難者が取りに来る方法とする場合、混雑を防止するため配布場所を複数設けたり、配布するタイミングを部屋ごとに分散するなどの工夫をする。

移動が困難な障がい者や高齢者等がいる場合には運営スタッフ等が直接配布する。

ただし、濃厚接触者や咳・発熱等の感染の疑いがある人への食事の受け渡しは、直接行わず、専用スペース前などに置いて渡す。

(7) 避難者情報の管理

避難所で感染者が発生した場合に備えて、避難者カード等の避難者の情報は、感染の追跡調査に備えて退所後一定期間(少なくとも2週間以上)保管します。

避難者の情報には、濃厚接触者を後追いできるように、入退所日や滞在スペースの場所も記録する。

(8) ごみ処理

専用区域で発生したごみは、ごみ袋を2重にして一般のごみとして廃棄する。ただし、専用区域で活動する人が装着したマスク等の防護具は、感染性廃棄物に準じて廃棄する。

ごみ処理を行うときは、マスク、眼の防護具、掃除用手袋、ガウン(ごみ袋での手作り、カッパでの代用も可)を装着する。

(9) 感染者が確認された場合

感染者が確認された場合、保健所の指示により、施設の消毒や避難者を他の場所に移動等させるなどの対応をする。また、必要に応じて同じ滞在スペースにいた避難者の健康観察を実施する。

5. 在宅被災者等への支援

避難生活が長期化した場合は、在宅被災者や避難所外被災者に対して、食料や物資を必要としている人には、避難所を拠点に食料や物資等の配布や健康相談などの支援

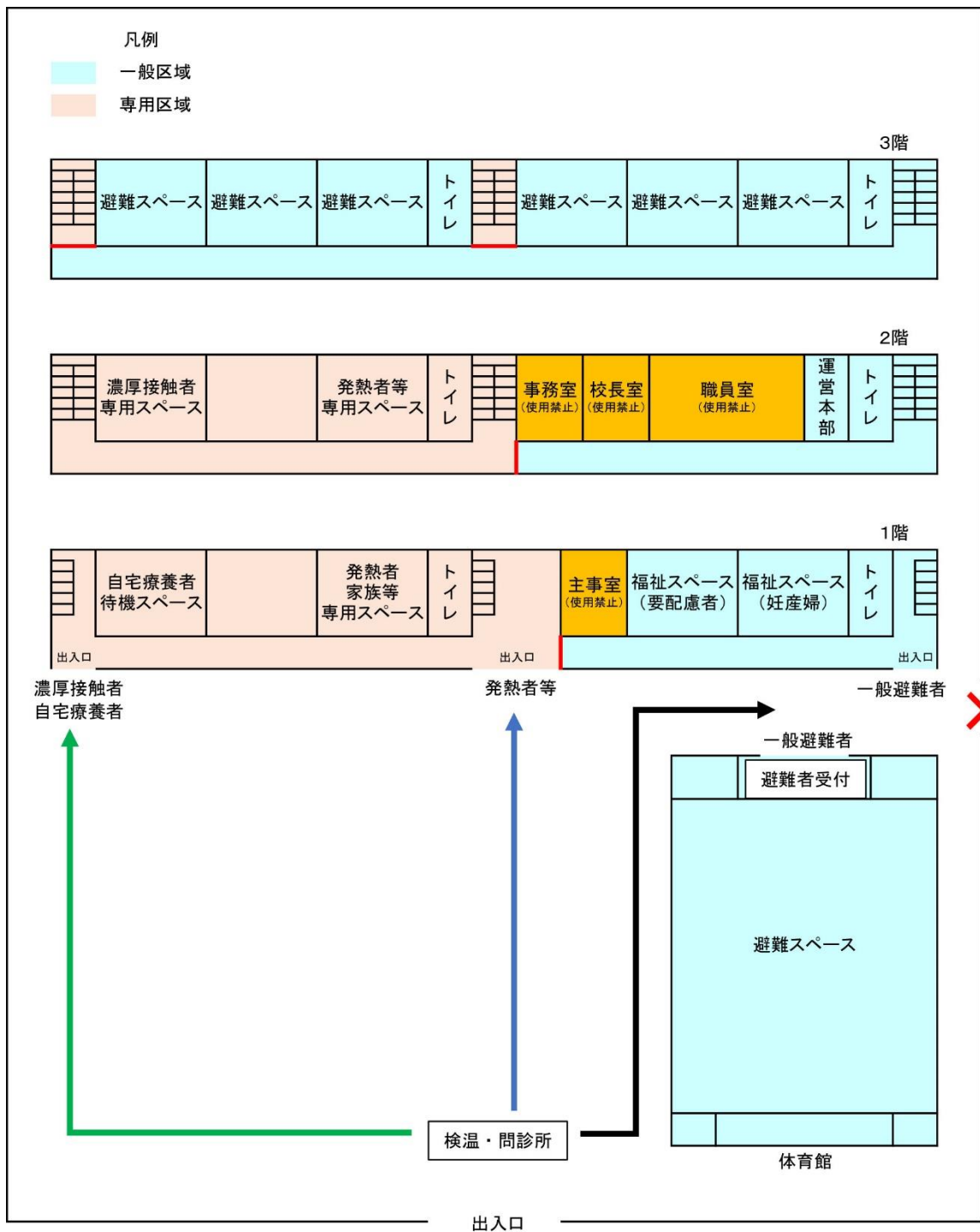
を行う。

6. 避難所閉鎖後の対応

施設管理者や保健所と相談を行い、避難所内の必要箇所の消毒及び換気を実施した上で、原状回復を行う。

資 料

ゾーニングを中心とした避難所の レイアウト（イメージ）



門が複数ある場合には、滞在スペースの振り分けを行うために開放する門は原則、1カ所に限定する。

簡易問診票

以下の項目を確認して、
当てはまる項目を指してください。

- 陽性者で自宅療養中ですか？
- 濃厚接触者で健康観察中ですか？
- (咳・発熱等)
- 37.5℃以上の発熱がありますか？
- 息苦しさはありますか？
- 味や臭いを感じられない状態ですか？
- 咳がありますか？ ※喘息の方は除きます。
- 倦怠感がありますか？
- その他(頭痛、下痢、結膜炎等の症状)

上記で1つでも該当する方は、専用スペースへ

-
- 上記に該当する症状等はありません

感染を広げないための避難所のルール

感染症対策にご協力をお願いします。

- 避難所内ではマスクを着用しましょう。
※ マスクが常時着用できない乳幼児などもありますので、配慮をお願いします。
- 避難所内は感染予防のため、土足禁止です。室内履きに履き替えましょう。
- 避難スペースに入る前には、消毒液で手指の消毒をしましょう。
- 食事の前やトイレに行った後は、石けんで手を洗い、消毒液で消毒をしましょう。
- 関係者以外は、専用区域には立ち入らないください。
- 毎日、健康状態を自己チェックし、咳や発熱があるなど、少しでも体調が悪い方は運営スタッフにお知らせください。

感染拡大防止にご協力いただいている専用区域の避難者への人権に配慮した行動をお願いします。

専用スペースで生活されている方へのお願い

避難所での感染拡大防止にご協力いただき、ありがとうございます。

専用スペースでの生活では、以下のことにご協力をお願いします。

- 体調が悪化した場合は、すぐに運営スタッフに申し出てください。
- 毎日、朝と夕に健康状態を確認します。
- 原則専用スペース内に留まってください。万が一、専用スペースを出るときは運営スタッフに声をかけ、マスクを着用し、他の避難者とソーシャルディスタンスを確保してなるべく接触を避けてください。元のスペースに戻る際には、必ず石けんで手洗いをするか、消毒液で手指消毒をします。
- トイレは、専用トイレ以外は使用しないでください。使用後は、便座などを消毒してください。
- 生活スペースの清掃は、各自行ってください。
- ごみは、専用ゾーン内の専用ごみ箱に分別して廃棄してください。
- 家族を含めて、来訪者と面会を行わないでください。
- 避難所を退所する場合は、運営スタッフにご相談ください。
- 避難所の利用にあたっては、運営スタッフの指示に従ってください。

